

平成26年第7回定例会

階上町議会会議録

平成26年 9月 9日 開会

平成26年 9月12日 閉会

階上町議会

平成26年第7回階上町議会定例会

議事日程第1号

平成26年9月9日 午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

2番	森	榮	吉	君	3番	浜	谷	貴	樹	君		
4番	松	尾	國	治	君	5番	百	目	木	和	俊	君
6番	大	江	和	夫	君	7番	加	藤	祐	君		
8番	鹿	原	章	男	君	9番	石	川	清	人	君	
10番	山	田	恵	治	君	11番	郷	州	公	典	君	
13番	畑	中	弘	實	君	14番	木	村	勝	彦	君	

欠席議員（1名）

12番 松 森 蒿 君

説明のための出席者

町 長	浜 谷 豊 美 君	副 町 長	久 保 和 子 君
教 育 長	川 浪 孝 雄 君	総 務 課 長	佐 京 孝 信 君
総合政策課長	木 村 良 三 君	税 務 課 長	長 根 工 君
町民生活課長	野 沢 雅 浩 君	保健福祉課長	引敷林 広 貴 君
産業振興課長	沼 沢 範 雄 君	建 設 課 長	地代所 康 二 君
教 育 課 長	桑 原 英 世 君	会 計 管 理 者	南 正 人 君
農業委員会 事務局 長	濱 浦 幸 夫 君	代表監査委員	三 上 孝 八 君

職務のための出席者

議会事務局長	上 野 文 生 君	行 政 防 災 庶 務 G L	佐 京 実 君
総 務 課 主 幹	平 戸 真 澄 君		

開会の宣告

午前 10 時 00 分

開議の宣告

午前 10 時 00 分

議長（木村勝彦君） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、平成 26 年第 7 回階上町議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、2 番 森 榮吉君、13 番 畑中 弘實君を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月12日までの4日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月12日までの4日間と決定いたしました。

日程第3、この際、認定第1号 平成25年度決算の認定についての件から議案第11号 物品の買入れについての件まで、14件を一括して上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(木村勝彦君) 町長 浜谷豊美君。(町長登壇)

町長(浜谷豊美君) 本日ここに、平成26年第7回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会に、提案いたしました、議案の概要につきましてご説明申し上げ審議の参考に供したいと思います。

認定第1号 平成25年度決算の認定について、ご説明申し上げます。

平成25年度決算の認定に付す案件は、一般会計と5つの特別会計合わせて6件であります。

それでは始めに、平成25年度階上町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入額は、67億7,173万6,702円で、歳出額は、65億7,496万966円となりました。

これにより歳入歳出差引額は、1億9,677万5,736円となりますが、平成25年度から平成26年度への繰越事業に係る413万9千円の一般財源分がございますので、実質収支額は、1億9,263万6,736円となります。

この実質収支額のうち地方自治法の規定に基づく基金への積立額を1億円としたことにより、平成25年度への繰越額は9,263万6,736円となりました。

歳入を款別に構成比率で見てみますと、地方交付税が36.1%で最も高く、対前年度比では、3.8ポイントの減となりました。

2番目は、国庫支出金の16.7%で、対前年度比では、5.7ポイントの増となりました。

3番目は、町税の15.6%で、対前年度比では、0.9ポイントの減となりました。

また自主財源及び依存財源の構成割合をみてみますと、自主財源が 29.5%、依存財源が 70.5%となりました。

自主財源では、一定額確保することができ、依存財源では、国庫支出金及び県支出金が平成 24 年度より増額となりました。

次に歳出を款別に構成比率でみてみますと、民生費が 22.0%で最も高く、主なものは、児童福祉費及び障害者福祉費の扶助費、老人福祉費の介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金等であり、対前年度比では、0.3 ポイントの減となりました。

2 番目は、総務費の 16.7%で、対前年度比では、4.7 ポイントの減となりました。

主なものは、八戸地域広域市町村圏事務組合負担金、庁舎耐震補強改修工事費等であります。

3 番目は、公債費の 14.9%で、対前年度比では、1.0 ポイントの減となりました。

また歳出を性質別に構成比率でみてみますと、人件費、扶助費及び公債費で構成される義務的経費は、39.7%で、対前年度比では、4.0 ポイントの減となりました。

普通建設事業費及び災害復旧事業費等で構成される投資的経費は、15.6%で、対前年度比では、0.1 ポイントの減となりました。

物件費、維持補修費、補助費等、積立金、出資金貸付金及び繰出金で構成されるその他の経費は、44.7%で、対前年度比では、4.1 ポイントの増となりました。

これらの平成 25 年度決算を踏まえ、当町の財政指数をみてみますと、財政構造の弾力性を判断する指標として用いられている経常収支比率は、95.2%で、対前年度比では、1.8 ポイントの増となりました。平成 24 年度に引き続き上昇しており、財政構造の硬直化が進んでいる状況にあります。

また地方債現在高は、元金ベースでのプライマリーバランスを維持することで 78 億 6,874 万 4 千円となり、前年度より 4 億 3,856 万 5 千円の減となりました。

歳出においては、社会保障費である扶助費や繰出金の増嵩が予測される一方で、歳入では、地方交付税が 24 年度より減額となるなど、今後も町税並びに国から交付される財源については予断を許さない状況にあります。

今定例会において、地方財政健全化法のもと、健全化判断比率並びに資金不足比率について報告させて頂いておりますが、歳出全般にわたり徹底した抑制、効率化を図り、財政の健全化に引き続き取り組んでいく所存であります。

次に、平成 25 年度階上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は、18 億 4,011 万 6,585 円で、支出済額は 17 億 4,302 万 1,535 円で、歳入歳出差引残額は、9,709 万 5,050 円となり、うち 5,000 万円を国保会計財政調整基金へ繰り入れいたしました。

歳入の主なものは、国民健康保険税 4 億 4,029 万 5,785 円、国庫支出金 5 億 1,811 万 1,934 円、療養給付費等交付金 8,139 万 3,000 円、前期高齢者交付金 1 億 9,539 万 1,320 円、県支出金 1 億 528 万 4,241 円、共同事業交付金 2 億 3,114 万 1,313 円で、あわせて歳入総額に占める割合は 85.4%、また繰入金は 2 億 449 万 2,563 円で 11.1%であります。

歳出の主なものは、保険給付費 10 億 8,073 万 1,458 円、後期高齢者支援金等 2 億 5,665 万 1,746 円、介護納付金 1 億 1,777 万 3,491 円、共同事業拠出金 2 億 1,982 万 6,072 円で、あわせて歳出総額に占める割合は、96.1%となりました。

次に、平成 25 年度階上町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は、4,444 万 5,585 円で、支出済額は、4,405 万 3,867 円で、歳入歳出差引残額は、39 万 1,718 円となりました。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が、714 万 7,770 円で歳入総額に占める割合は、16.1%、一般会計繰入金は、3,698 万 4 千円で、83.2%となりました。

歳出は、総務費の 989 万 6,621 円で、歳出総額に占める割合は、22.4%であります。

施設管理費は、950 万 4,152 円で、21.6%、公債費は、2,465 万 3,094 円で、56.0%となりました。

次に、平成 25 年度階上町介護保険特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は、11 億 6,143 万 5,192 円で、支出済額は 11 億 4,883 万 1,050 円で、歳入歳出差引残額は、1,260 万 4,142 円となり、うち 1,194 万 3,738 円を介護給付費準備基金へ繰り入れいたしました。

歳入の主なものは、国庫支出金 2 億 7,352 万 2,713 円、支払基金交付金 3 億 1,276 万 8,823 円、県支出金 1 億 5,694 万 159 円で、歳入総額に占める割合は 64.0%であります。

保険料収入は、1 億 8,312 万 960 円で、15.8%、繰入金は、1 億 9,460 万

6,883 円で、16.8%となりました。

歳出の主なものは、保険給付費の 10 億 5,886 万 4,594 円で、歳出総額に占める割合は、92.2%となりました。

次に、平成 25 年度階上町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は、2 億 2,165 万 7,120 円で、支出済額は、2 億 1,981 万 3,080 円で、歳入歳出差引残額は、184 万 4,040 円となりますが、平成 25 年度から平成 26 年度への繰越事業に係る繰越財源 24 万 9 千円がございますので、実質収支額は、159 万 5,040 円となります。

歳入の主なものは、国庫支出金の 4,897 万円で、歳入総額に占める割合は、22.1%であります。分担金及び負担金は、2,170 万 7,590 円で、9.8%、一般会計繰入金は、8,328 万 5 千円で、37.6%、町債は、4,900 万円で、22.1%となりました。

歳出の主なものは、事業費の 1 億 595 万 6,386 円で、歳出総額に占める割合は、48.2%であります。施設管理費は、3,109 万 3,262 円で、14.2%、公債費は、7,325 万 5,912 円で、33.3%となりました。

次に、平成 25 年度階上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。

収入済額は、9,625 万 8,928 円で、支出済額は 9,615 万 6,191 円で、歳入歳出差引残額は、10 万 2,737 円となりました。

歳入の主なものは、保険料 5,389 万 800 円、繰入金 4,162 万 2,631 円で、歳入総額に占める割合は、99.2%であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の 8,604 万 7,531 円で、歳出総額に占める割合は、89.5%であります。

報告第 1 号 平成 25 年度健全化判断比率の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 25 年度の健全化判断比率として算定した実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について報告するものであります。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、ともに黒字であるため比率はございません。

次に、実質公債費比率は 13.9 パーセントで、前年度より 0.2 ポイント増加しております。これは、一般会計の公債費が増額になったことや、臨時財政対策債発行可能額が減額となり標準財政規模が小さくなったことなどによるものです。

次に、将来負担比率は 88.4 パーセントで、前年度より 6.8 ポイント改善しております。

これは、元金ベースにおけるプライマリーバランスを維持することで町債残高が着実に減額したことや債務負担行為に基づく負担見込額や退職手当等支給見込額が減額したことなどにより、一般会計が将来負担すべき額が減額となったことによるものです。

報告第 2 号 平成 25 年度資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 25 年度の資金不足比率について報告するものであります。

公共下水道事業特別会計及び漁業集落排水事業特別会計は、ともに黒字であるため比率はございません。

議案第 1 号 階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による児童福祉法の一部改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため提案するものであります。

議案第 2 号 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法の制定に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため提案するものであります。

議案第 3 号 階上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」による児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため提案するものであります。

議案第 4 号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、平成 26 年度税制改正に係る地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の税率改正をするため提案するものであります。

議案第 5 号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例及び階上町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関す

る法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第6号 階上町農村活性化センター条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、階上町農村活性化センター改修に伴い、所要の改正をするため、提案するものであります。

議案第7号 平成26年度階上町一般会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額にそれぞれ1億8,488万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億4,203万6千円とするものです。

それでは、第1表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金2,157万4千円、繰入金3,135万8千円、繰越金8,263万6千円、町債4,120万円等を追加するものであります。

歳出につきましては、土木費158万9千円を減額し、総務費7,010万3千円、民生費4,444万6千円、農林水産業費906万8千円等を追加するものであります。

歳出のうち、庁舎1階改修に係る経費8,305万1千円、老朽化した寺下橋の改修工事に係る経費1,510万円、平成25年度の大雪による融雪の被害を受けた階上岳の寺下・土折線の災害復旧に係る調査に要する経費350万6千円等を計上しております。

次に第2表地方債補正であります。庁舎1階改修事業に係る追加分と、既定の地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第8号 平成26年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、4,796万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億1,059万9千円とするものであります。

歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金105万1千円、繰越金4,709万4千円を追加し、前期高齢者交付金から17万9千円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費105万1千円、保健事業費107万4千円、諸支出金1,585万3千円、予備費3,002万5千円等を追加し、介護納付金13万2千円を減額するものであります。

議案第9号 平成26年度階上町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、792万3千円を追加し、歳入歳出予算

の総額を 12 億 444 万 1 千円とするものであります。

歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 726 万 4 千円、繰越金 65 万 9 千円を追加するものであります。

歳出につきましては、諸支出金に 791 万 4 千円等を追加するものであります。

議案第 10 号 平成 26 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、10 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 783 万 2 千円とするものであります。

歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰越金 10 万 1 千円を追加するものであります。

歳出につきましては、諸支出金 20 万 6 千円を追加し、後期高齢者医療広域連合納付金 10 万 2 千円等を減額するものであります。

議案第 11 号 物品の買入れについて、ご説明申し上げます。

本案は、消防ポンプ自動車を取得するために、提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程についての質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決下さるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。（町長降壇）

議長（木村勝彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

お諮りいたします。

議事の都合により、9 月 10 日は休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、9 月 10 日は休会とすることに決定いたしました。

次の会議は、9 月 11 日 午前 10 時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（閉会時刻 午前 10 時 31 分）

平成 26 年第 7 回階上町議会定例会

議事日程第 2 号

平成 26 年 9 月 11 日 午前 10 時 00 分開議

日程 第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

2番	森	榮	吉	君	3番	浜	谷	貴	樹	君		
4番	松	尾	國	治	君	5番	百	目	木	和	俊	君
6番	大	江	和	夫	君	7番	加	藤	祐	君		
8番	鹿	原	章	男	君	9番	石	川	清	人	君	
10番	山	田	恵	治	君	11番	郷	州	公	典	君	
13番	畑	中	弘	實	君	14番	木	村	勝	彦	君	

欠席議員（1 名）

12 番 松 森 蒿 君

説明のための出席者

町 長 浜 谷 豊 美 君 副 町 長 久 保 和 子 君

教 育 長	川 浪 孝 雄 君	総 務 課 長	佐 京 孝 信 君
総合政策課長	木 村 良 三 君	税 務 課 長	長 根 工 君
町民生活課長	野 沢 雅 浩 君	保健福祉課長	引敷林 広 貴 君
産業振興課長	沼 沢 範 雄 君	建 設 課 長	地代所 康 二 君
教 育 課 長	桑 原 英 世 君	会 計 管 理 者	南 正 人 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	濱 浦 幸 夫 君	代表監査委員	三 上 孝 八 君

職務のための出席者

議会事務局長	上 野 文 生 君	行 政 防 災 庶 務 G L	佐 京 実 君
総 務 課 主 幹	平 戸 真 澄 君		

開会の宣告

午前 10 時 00 分

開議の宣告

午前 10 時 00 分

議長（木村勝彦君） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1 一般質問を行います。

順次質問を許します。

7 番、加藤 祐君の質問を許します。

7 番（加藤祐君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 7 番 加藤 祐 君。

7 番（加藤祐君） 7 番 加藤 祐です。（加藤議員登壇）

7 番（加藤祐君） 今議会に一般会計平成 25 年度決算書が提出されました。

実質収支は、1 億 9,263 万 6,736 円の黒字で、基金繰入 1 億円。

内容を見ますと、特に、自主財源の根幹をなす町税の徴収率 0.5%アップで 86.9%とすべてに努力が見られ評価をしたいと思います。

また、介護保険特別会計歳入歳出決算を見ますと、当町の要介護、要支援認定者は 26 年 3 月現在 559 人、前年 532 人、27 人の増ですが、県内での認定者率では、一番低い方で、職員それぞれの努力が見られますが、ひとりあたりの年間給付額は、189 万 5 千円で、前年度、183 万 2 千円と比べて、6 万 3 千円、高くなっております。

増え続ける介護保険給付額、それに伴う介護予防の、先を見据えた三点について一般質問します。

一点目は、介護保険財政について、お伺いします。

当町も高齢化が進み、町民の約 4 分の 1 が第 1 号被保険者（65 歳以上）です。

介護保険給付額も年々増え続け、平成 25 年度決算では、前年度比で 8.7%の伸び率でした。平成 22 年度から 25 年度までは、金額にして毎年約 6,500 万円増え続けております。

一方、介護保険料は、第 1 号被保険者は基準月額 4,800 円で、県加重平均 5,491 円よりは低く、被保険者にとっては負担が軽く済んでいます。財源では公費が半分で、第 1 号被保険者 21%、第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満）が 29%で、財政を見ると、第 5 期事業期間（平成 24～26 年度）の平成 25 年度で町債 3,600 万円を借り入れ、平成 26 年度今期の当初予算で 4,000 万円、合わせて 7,600 万円の借り入れ見込みがあります。

介護保険給付額と介護保険料の抑制は必至と思います。

財政では増え続ける介護保険給付費を賄うために、第 5 期で借り入れした町債は、第 6 期事業期間の平成 27 年度から 29 年度の 3 年間で返済となっておりますが、町債に充てる財源となる、第 1 号被保険者保険料の基準月額の試算をすると、保険料は、どれくらいの金額になるのかお伺いします。

二点目に、介護予防事業についてお伺いします。

今、階上町で介護保険で予防事業として、ほのぼの交流事業、ハート生き生き事業が取り組まれ活動しており、ひきこもりをなくする等それぞれに成果は見ておりますが、今一つ手厚く介護予防の取り組みが必要かと思ひます。

町長のお考えをお伺いします。

三点目に健康寿命延伸事業についてお伺いします。

介護予防には健康増進の対策が不可欠だと思います。

平成26年度当初予算に新規事業として、健康寿命延伸事業費163万5千円が盛り込まれましたが、事業の進捗状況を担当課長にお伺いします。

質問にあたり、特段のご指導を賜りました関係各位に感謝と敬意を申し上げ、壇上からの質問を終わります。(加藤議員降壇)

町長(浜谷豊美君) ハイ、議長。

議長(木村勝彦君) 町長、浜谷豊美君。(町長登壇)

町長(浜谷豊美君) それでは、加藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず、一点目の介護保険財政についてのご質問であります。議員ご承知のとおり、平成12年度に介護保険制度が始まって以来、介護給付費は、他市町村同様、増加し続けている状況であります。

要因は、高齢化に伴う介護認定者の増加によるものであり、平成12年度と比較しまして、高齢化率は16.1%から24.3%となり、要介護認定率は13.5%から16.1%に増え、また、介護給付費は4億5,185万円から2.3倍の10億5,887万円となっております。要介護認定率については、町民や関係者、町職員の介護予防への取り組みによって、青森県内では一番低くなっておりますが、それでも給付費は増加傾向にあります。

このような状況から、現在の第5期の第1号被保険者の介護保険料が不足し、平成25年度に借り入れし、今年度についても借り入れる予定であります。

借入金については、第6期の、平成27年度から平成29年度の介護保険料から償還することとなり、次期保険料については、給付費見込みの増分に、さらに、償還分を上乗せして設定することとなります。

保険料の試算については、現在、介護予防や介護サービス必要量等の把握のため、高齢者を対象とした「日常生活調査」を実施中であり、その結果を踏まえ、また、来年度は介護保険法の改正も予定されているため、その内容もみながら検討していかなければならず、現段階では、保険料を提示するまでには至っていない状況であります。

今後、介護保険推進委員会で十分審議していただき、関係者のご意見を踏まえて、介護保険料基準月額を定めてまいりたいと考えております。

二点目の、介護予防事業についてのご質問であります。介護給付費の抑制には、介護予防が重要と認識しており、平成 25 年度においては、事業費 943 万円で、1 次と 2 次予防事業を実施しております。

1 次予防事業としましては、ほのぼの交流会開催事業と、ハート生き生き事業を実施しております。

ほのぼの交流会開催事業は、町内 21 か所で計 96 回開催し、延べ 2,138 人が参加しております。

また、ハート生き生き事業につきましては、ハートフルプラザ・はしかみにおいて、入浴や健康相談、舞踊や詩吟・手芸・裂織などの趣味講座を週 2 回の開催で、年 86 回、延べ 4,208 人が利用されております。利用者の方々には、定期的な外出機会となり、人との交流や体を動かすことにより介護予防や閉じこもり予防につながっております。

また、2 次予防事業としましては、わんつか元気教室を開催し、延べ 1,275 人が参加され、予防効果をあげております。これらのことが、介護認定率が県内で 1 番低い要因の一つになっているものと思っております。

今後も、これらの事業については、高齢者の健康づくり・生きがいづくりの場として、新規の利用者が増えるように、窓口相談時や訪問活動での PR、各事業のプログラムの追加などを検討し、内容の充実を図るとともに、町全体で取り組み、活動を盛り上げていけるような健康フォーラム等の開催を検討してまいりたいと考えております。

三点目のご質問につきましては、担当課長から説明させます。

以上であります。(町長降壇)

保健福祉課長(引敷林広貴君) ハイ、議長。

議長(木村勝彦君) 保健福祉課長 引敷林広貴君。

保健福祉課長(引敷林広貴君)

それでは、三点目の健康寿命延伸事業の進捗状況につきまして、ご説明いたします。

この事業は、町民の健康増進や健康寿命延伸意識の向上を図ることを目的として、三つの内容で実施しております。

まず一つ目は、協働の健康づくり支援事業でございます。

この事業は、健康づくりに取り組む行政区や団体に対して、講師謝金などの経費

の 1/2 を助成し、地域住民の健康増進につなげるもので、7 月までに、5 団体が会員 137 人で、運動教室など延べ 80 回開催いたしまして、約 1,700 人が参加し実施しておりまして、この団体の活動が町内へ波及していくように、取り組んでまいりたいと考えております。

二つ目は、「はしかみ美味しい健康食レシピの作成・普及」事業でございます。

この事業は、八戸学院大学や階上町食生活改善推進委員会と連携し、町の食材を生かした健康レシピを作成するもので、その普及啓発を図ることにより、健康増進につなげてまいりたいと考えております。

三つ目は、食生活改善推進事業でございます。

この事業は、引き続き階上町食生活改善推進委員会へ委託し実施しておりまして、これまでの調理実習講習会に、高齢者のための低栄養予防教室の開催なども加えまして、食生活改善のための普及・啓発活動に取り組むことにより、町民の健康増進に努めてまいりたいと考えております。

以上のような内容となっておりますが、これらの事業が、町民の健康寿命の延伸、ひいては介護予防や医療費の抑制につながればと考えているところでございます。

以上でございます。

7 番（加藤祐君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 7 番、加藤 祐君。

7 番（加藤祐君） ありがとうございます。

財政の方からいきますと、全体の中で見ますと、いわゆる、先ほど申し上げましたように、いわゆる財源は、公費が半分で、そして、第 1 号被保険者、第 2 号被保険者の中でのものですが、第 2 号被保険者が 31%、（何%でしたか）29%、そして、第 1 号被保険者が 21%の財源で、それがすべて、給付額というのは、いわゆる、第 1 号被保険者の月額保険料で給付額を払っていく。その足りない部分を、いわゆる、町債から借りて、そして賄って、そして、あくまでも保険料で返すという、先ほどの説明として納得しているわけですね。

そうすると、いわゆる、次の第 6 期の事業の、今は 5 期ですから、事業は 27 年、28 年、29 年のその中で返済していくんだということでございます。

今は、県の加重平均より低く 4,800 円、県の平均単価が 5 千幾らかですから、階上町は、安く、そして、努力してるのは本当に重々わかります。

でも、私が心配なのは、これから先のやはり、次期の保険料で、また、借り入れた部分とか、その部分を返していくんだとなると、それは、保険料が高くなっていくのは間違いないと思うわけです。

そして、認定者、認定者率も、要介護の認定者率も、いわゆる県よりはずうっと低い。

それが、階上町が、きちんと、認定の方も努力されているなということはわかるんですが、それは逃れられない。

いわゆる、今年とて、26年に入って22人の増員増加になっている、という本当に全体で見ますと559人の認定者ですから、一人当たりの、たとえば、一人当たりいくらかかっているのかと見たときに、いわゆる、189万5千円。

25年度の給付額と、そして、認定者率で割ったものがこの一人当たりの給付額になるわけですが、その給付額が、いわゆる、189万5千円と負担が非常に大きくなっております。

これが、このまま、財政から何から見ると、いわゆる、大きな問題だなあと、介護保険料の、階上町の介護保険料の事を考えても、これは何とか健康増進の何かを取り組まないと、これはだめではないかと。で、私はこうも考えるわけです。

いわゆる、階上町でその対策として、条例の制定をして、独自の条例の制定をして、いわゆる、65歳から75歳まで要介護の認定を受けなかった人には、賞金を与え表彰して讃える。

そして、75歳から80歳、まあ5年間でいって、そのことをまた健康で過ごして、健康に気を付けて、そして健康を管理していた人には、また、さらに賞金を与えて、そして讃えてあげる。

そういう、独自の、階上町独自のアドバルーンを上げて、健康増進に努めたらどうかと、私はそういう、いわゆる、部署にも、担当課の専属の部署を設けて、そして、職員を張り付けて、そして、ほのぼの介護とか、それは、生き生きハート事業とか、いわゆる、私は、今、成果を上げていると思います。

そのことを基礎にして、柱にして、またさらに、それに肉付けをし、手厚く事業を進めて行ってもらいたいな、と。

私もほのぼの交流事業に顔を出したりすると、非常に、今、歳とった方々がカラオケやったりさまざまな面で生き生きとしております。

そこに、今は、社会福祉協議会に出して、社会福祉協議会で指導しながらやっておりますけれども、それはそれできちんとやって、それは成果も出ているとこれは私は認めます。

でも、全体の介護の中を考えますと、さらに健康でいてもらうことが、一番これ

は町として、望むところでございますから、それに飽を与え、そして、町民を明るく健康でいられますように、町独自の政策を考えてほしいな、と思うばかりでございます。

すべて、全体を言うには、これは何あっても、金がかかるんですけども、その中で、やはり、町が主導して、プログラムを作って引っ張っていくことが大事なのではないかなと思います。

そしてまた、寿命延伸事業の進捗の状況をいただきましたけれども、中身を見ると、当初は、八戸学院の中でのレシピを考えて、そして、その中でレシピ作りしたら、地元の食材を生かしていくんだということで、当初予算の中で載っていましたが、けれども、これもいわゆる、私は、大事なことじゃないかなと。

これを単独で終わらせるんじゃなくて、短期で終わらせるんじゃなくて、継続して、そして、継続事業として、そしてそれを、ほのぼのとか、ハート事業にコラボした、そしてそれを、私が言うのは、ほのぼのとかいうのをもっと手厚くというのは、いわゆる、それをコラボして、食材、この地元にある食材を使ったレシピ作りとか、それを作り上げたならば、そういう、ほのぼのとかそういうものの中に、今度は若い人たちを入れて、そして、それをさらに盛り上げていく、そういう事が必要かなと思っておりました。

その中に、今、福祉課の努力は、本当に私も大変努力しているなと思います。

でも、さらにその取り組みをひとつお願いしたい。

そしてもう一つは、通告はしてございませんでしたけれども、介護施設について、もう一点お伺いしたいと思います。

介護施設は大きな老人施設として、見心園のほかに、あと地域密着型のものが、すべて合わせると6カ所くらいですか、そういうものがあるわけなんですけれども、それについての、入所者に対しての希望とか、町内の入所者が、したいのにできないとか、そういう問題はないのか、そして介護施設のサービスの中で、何か福祉課の方に相談されていることはないのか、そこら辺もありましたら、ひとつお伺いしたい。

そして私は、見心園あたりは、財政、階上町でもいわゆる、平成10年まで、平成元年から平成10年まで、財政を投入してあるわけですね、すべて見ますと5,400万円ほど財政投入して、地域にこういう施設が欲しいということで、支援してきたわけです。

そして、それ以降は介護保険の制度があって、支援はないんですけども、そういう現状もありましたし、その中で地域優先といえればよいか、地域の住民が困っている人があったら優先して取り組んでほしいと、そういう、福祉課にお願いしたい

なとそうこう思うわけでございます。

それについて、ひと言お願いします。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） それでは、加藤議員の再質問にお答えをいたします。

最後の件は担当課長から答弁をさせますが、まず、介護認定者をできるだけ増やさないよという取り組みが第一だろうという考えは同感であります。

やはり、予防が第一だろうと思いますので、介護予防に重点的に取り組んでいるところでございます。

そういった中で、表彰の御提言ございましたけれども、現在、介護認定の要介護の4と5、重度のですね、その要介護者に対して、介護をしている方に対しての介護慰労金というのは、実は、町では一年間自宅で介護保険を使わなかった場合、慰労金ということで、10万円贈呈する制度は取っております。

今のお話は、介護認定をできるだけ受けたくないような、健康で長生きしましょうということでございますので、その対象者が、先ほど来、お話がありましたように、介護認定率は県内で一番少ない、低いということでありますので、裏を返せば、されない方がかなり多い。

そのへんは財政面の事もありますし、また、併せて介護予防という観点から、何かの表彰というようなものについての御提言でありますので、他自治体もいろいろ検討しながら、今後の参考にさせていただきたいと思います。

また、二点目の担当職員、担当部署をある程度特定してやったらいかがかという御提言でございますが、まず、現在の職員の定数の状況もありますので、これについては、まず、その介護事業についての、健康増進についてのひとつの考えとして、プロジェクトチームをですね、グループを超えたプロジェクトチームを作って、そして、取り組んでいく必要があるかと思えます。

なかなか、担当ひとり二人とかでは対応しきれないということではない幅広い分野なので、ある意味では、ある程度そういう重点事業をそういう形で、取り上げていく方法もいいのか、というふうなことで検討させていただきたいと思います。

また、八戸学院大学とのコラボについては、今すでに進めているところでございまして、先ほど申し上げましたように、レシピを今年度作成して、来年度から、若い人たちをも含め町内全域に、関係者の方々を対象にして講習会も含めて、階上町

の地場産のものを活用した健康レシピを作って、そして、食と健康というのが一番の健康寿命の根幹でございますので、取り組んでまいりたい、そのように考えてございます。

以上でございます。

保健福祉課長（引敷林広貴君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 保健福祉課長 引敷林広貴君。

保健福祉課長（引敷林広貴君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

まず、最初は施設の充足状況ということでよろしいでしょうか。

まず、当町にはですね、入所系のサービスの施設のいたしまして、老人福祉施設が1カ所です。

それから、グループホームと呼ばれております認知症対応型共同生活介護事業所、そのグループホームが5カ所ございます。

あと、サービス付き高齢者向け住宅が2カ所、それと有料の老人ホームが増えまして、10カ所、今現在ございまして、それで、要介護認定者数とか入所の状況等見ますと、その入所系のサービスの施設の、供給体制については、おおむね整備されたものと今現在考えております。

その町内の、今ある入所系と、あと、居宅のサービスの施設の中では、住み慣れた地域で過ごしていただくということで、原則、町民のみが利用できる地域密着型サービスの施設として町が指定をしております。

この制度は18年度から始まっておりますが、介護老人福祉施設が1カ所、それから、小規模多機能型居宅介護事業所が1カ所、グループホームが5カ所、それと、認知症の対応型通所介護事業所1カ所がございます。

それで、その地域密着型サービスの事業所については、市町村が指定をするということになっておりますので、現在の整備状況を踏まえまして、今後、今年度策定いたします事業計画に反映させまして、適正な整備を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、もう1点が、サービスに対しての、苦情といいますか、低下がないのかということだと思いますけれども、町内ですね、介護サービス事業所においては、利用者へ適正なサービスを適応していただいているところがございますけれども、これまで、利用者や家族から、町に相談等もいくつかあってございますが、それに対しては、迅速に問題解決を図るよう関係機関と連携いたしまして、必要に

じ、事業者に対する説明や改善指導を行ってきております。

後、現在ですね、先ほど言いました、グループホームと小規模多機能型居宅介護事業所には、外部評価が義務付けされております。

そして、その評価結果も公表しております。

今後、町といたしましても、地域密着型サービス型事業所の実地指導も行っておりますので、今後、適正なサービスの提供に努め、併せてサービスの質の向上をめざした指導をしてまいりたいというふうに考えております。

見心園の補助金の件でございますね。

この件に関しましては、介護保険制度は、平成 12 年スタートでございましたけれども、それ以前は、措置の時代ということで、各市町村で自前でそういうサービス・施設・事業所等を整備しなければならない時代ということでございました。

すべて、他市町村の施設にお願いとするというわけにいきませんので、自前で整備をするという時代でございまして、なかなか町営の施設を整備するということは、財政的にも大変ということで、補助金を出しまして、施設を開設していただいたということになります。

それで加藤議員もご承知のとおり、平成 10 年まで増築とか、そういう際にも、補助金を出しまして、トータルで 5,400 万円という額を出して整備をしております、介護保険が始まりまして、先ほど言いました地域密着型ということで指定をさせていただきましたので、町民優先に入所していただくということで、今現在取り組んでいるというところでございます。

以上でございます。

（加藤祐君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 7 番、加藤 祐君。

7 番（加藤祐君） まず、その取り組みの方からいきたいと思いますけれども、町長の考えを聞きまして、前に進めていくんだという、私は答えをいただいたかなと思っております。

今、削減、削減で、行財政改革をしながら来ました。

でも、やはり、前に進めなきゃならないことは、財政投入してでも、これはやっていかなきゃならない、この先を見てですね、そう進んでいかなきゃならないと思います。

ですから、そのことを踏まえて、そして、従業員が今、削減、削減で、従業員も

他町村の類似のところをみて、見た限りでも、その階上町の職員は町民を 168 人
去年の段階で、私調べたらそう背負っております。

類似団体で、よその町村は 98 人か 86 人だったかな、そのくらい、約、倍の町
民を賄っているわけですから、これは大変だと思います。

職員もそれだけ努力しているなど、こう私もそれなりにご苦労をねぎらいたいと
思いますけれども、でも、その削減ばかりしていくと、その町民サービスが低下し
ていきますので、その町民サービスを根幹として、町民サービスを根幹としてある
わけですから、そこのところを、進めるところは進めて、金をかけるところは金を
かけて、そして、賄ってほしいなと思うわけでございます。

そして、最後の施設の件ですけれども、私いうのは、いわゆる、そういう、福祉
課も緊張感をもって、そして、そこを住民に対応してほしいなど、こう、このこと
ばかりです。

何も、文句とかそういうあったからどうのこうのではない、それをその対応をで
すね、きちんと、あるいは、何かないかこっちの方から出向くとか、いわゆる、来
たものを処理するのではなくて、そういう、先に、声をかけることによって、町の
緊張感が相手に伝わるわけですから、そこのところも踏まえながら、これから頑張
ってほしいと思います。以上で私の質問を終わります。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 前段の部分について一言お話させていただきたいと思いま
すが、確かにですね、町の職員の定数につきましては、行財政改革で定数 100 名と
いうことで、取り組んできて、達成しております。

しかし、その後ですね、国県からの権限移譲、事務移譲等が、だいぶ出てきてご
ざいまして、これまでの事務の効率化とか、いろいろ図っておりますが、どうして
も、財政の方に圧迫が行くというふうなこともありますので、この定数管理の適正
化という部分については、今また、見直しの時期がまいりますので、その辺の内容
も踏まえながら、今のご意見もまた参考にさせていただきながら、他自治体とのこ
とも踏まえ、また行財政改革のことも含めて検討させて、そして、より良い行政サ
ービスに努めてまいりたい、以上、考え方として述べさせていただきます。

議長（木村勝彦君） 以上で 7 番、加藤 祐君の質問を終わります。

8 番、鹿原章男君の質問を許します。

8 番（鹿原章男君） ハイ、8 番、鹿原。

議長（木村勝彦君） 8 番、鹿原章男君。

8 番（鹿原章男君） 8 番、鹿原章男でございます。（鹿原議員登壇）

8 番（鹿原章男君） 今定例会に一般質問の機会をいただきました。

誠にありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

三点ほど質問いたしたいと思います。

まず一点目、市街地の民有空地の環境保全について

市街地の美化、または火災予防等災害防止の点から、民有空地の環境保全について、質問いたします。

階上町には、八戸市のベッドタウンとして住宅団地が造成され、用地は購入したが住宅を建てないで空地のまま放置されている所がかなりみられます。そこは、空き缶が捨てられたり、雑草が繁茂し、秋になると枯れ草による火災発生の原因にもなりかねず、近くの住民は不安をかかえております。

階上町環境美化条例が制定されており、空地の所有者に対する協力の要請、および指導することができることになっているが、協力要請・指導しても履行しない空地が存在しております。

そこで、協力要請・指導しても履行しない所有者に対して町が代わって草を刈ることを通知し、草刈に要した金額の納付を命ずる。

つまり、町が代執行して料金を徴収する等、このような条例を制定する考えはないかお伺いします。

二点目、旧役場跡地一円の利活用について

ひとつ、階上町の中央に位置する、旧役場跡地の利活用について、今後どのような計画をもっているか、お伺いいたします。

二つ目、旧給食センターの利活用の計画があるか。

また、活用しない場合は、撤去の時期、および跡地利用計画について。

三つ目、階上町民俗資料収集館の旧金山沢小学校への移転後の利活用について。町長のお考えをお伺いします。

三点目、一級町道、耳ヶ吠～茨島下線の拡幅について

平成 24 年の第 3 回階上町議会の一般質問に関連して質問をいたします。

質問に対する町長の答弁は、「本路線は、住宅が張り付いている人口密集地であり、歩道拡幅可能な場所はどこなのか、また、事業を進める上で必須である用地買収・物件移転の可能性はどの程度なのか、事業化の前に調査が必要と考えており、その上で歩道設置可能な部分については検討をし、また、困難な箇所について、今後の課題としたいと考えております。

いずれにしても、交通安全関係者の交通診断、そして、通学路合同安全点検を予定しておりますので、その結果を踏まえて、対応してまいりたいと考えております。」とのことでしたが、耳ヶ吠～茨島下線の拡幅について、どのように対応することになったのかお伺いします。

以上三点を壇上から質問して終わります。（鹿原議員降壇）

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは、鹿原議員のご質問にお答えをいたします。

まず、一点目の市街地の民有空地の環境保全の観点から、町が代執行して料金を徴収するなどの条例を制定する考えはないかとのことご質問であります。本町における空き地等の雑草対策につきましては、議員ご案内のとおり階上町環境美化条例第 13 条、これは平成 17 年 4 月 1 日の施行でございますが、これによって、所有者等の責務、第 14 条の所有者等への指導により、対応を実施しているところであります。

具体的には、地域の皆様からの情報を受けまして、空き地の現状確認を行い、適正な管理が必要であると判断された箇所については、その土地所有者等に対し除草などの適正な管理を促す文書を発送し、町へご連絡をいただいた上で指導を行っており、本年度におきましては、8 月末現在で 9 件の事案に対して指導等を実施し、おおむね適正に処理されていることを確認しているところであります。

議員ご質問の新たな条例としましては、土地所有者等が指導助言に従わない場合において、措置命令及び代執行ができる規定を盛り込んだ条例が考えられます。

代執行等の規定を盛り込むことにより、空き地の不適正管理を防止する一定の抑止力になると考えますが、その一方で、どの空地にどのような理由により代執行を適用するのか、明確な基準付けが必要であること、また、代執行に係る費用を所有

者等が払えない場合には、町が負担を負うことになり、公費の使途の公平性に欠ける点等が問題点として考えられます。

しかし、これまで、地域から不適正管理の空き地として苦情や情報が寄せられた事案につきましては、町からの指導等により大部分が改善されている現状もあることから、新たな条例制定につきましては、現時点では、特に必要性を感じておらず、今後の状況を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

二点目の旧役場跡地一円の利活用についての件であります。国では、進行する公共施設等の老朽化に対応するため、昨年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、各地方公共団体に対しても、速やかに、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画の策定に取り組むよう、今年 4 月に要請しております。

これを受け、当町におきましても、速やかに、町の「公共施設等総合管理計画」を作成したいと考えております。

また、公共施設等総合管理計画を策定し、この計画に基づいて行われる公共施設等の撤去・除去につきましては、地方債の特例措置が講じられたところでございます。

また、議員ご質問の、旧役場跡地の利活用につきましては、現在、コミュニティバスの停留所及び転回場所として、また、赤保内小学校の行事の際の駐車場等に活用しております。今後も、コミュニティバスの継続的かつ安全な運行を考慮し、同様の活用をしたいと考えております。

次に、旧給食センターの利活用の計画についてであります。旧給食センターは、昭和 47 年に建築され、42 年が経過し、老朽化が著しいことから、施設の改修や補修等は行わず、解体・撤去する計画としております。

その時期につきましては、先程、お話しいたしました、町の「公共施設等総合管理計画」に盛り込み、適切に対応したいと考えております。

また、解体・撤去後の跡地利用につきましては、赤保内小学校や階上中学校、あおぞらテニスコート等の来場者のための駐車場として、活用したいと考えております。

次に、民俗資料収集館の利活用についてであります。地元からの要望により、旧金山沢小学校の体育館を体育施設として残すこととなったことから、旧金山沢小学校への遺跡等の搬入は、以前、新田児童館でありました、現在の民俗資料収蔵庫からの搬入が主なものとなっており、民俗資料収集館からの搬入は、限定的かつ少数となっております。

したがって、民俗資料収集館につきましては、現在の機能を有したままの状

態となりますが、今後、町の「公共施設等 総合管理計画」を策定する過程におきまして、同施設の在り方についても、検討してまいりたいと考えております。

三点目の一般町道、耳ヶ吠・茨島下線の拡幅についての件であります、児童・生徒の通学路としての安全確保対策に関しましては、学校教職員や保護者の方々などによる、赤保内小学校学区の通学路合同安全点検において、2か所の歩道整備要望等が出されたところであります。

内容については、議員もすでにご承知のことと思いますが、平成24年に文部科学省・国土交通省・警察庁が連携して開催した「通学路における 交通安全の確保に関する 有識者懇談会」の意見として、子供の命を守るための道路環境整備の中で、「歩行者と車両の分離」が強く求められているところであり、町ではそれらを踏まえ、すでに、昨年度より、役場前・耳ヶ吠線の歩道整備を進めており、今年度完成見込みとなっております。

ご質問路線であります耳ヶ吠・茨島下線の一部は、町の都市計画道路ですが、近年の国の動向を見ますと、人口減少・少子高齢化・公共投資の縮減等により、平成17年に出示された都市計画道路見直しガイドラインによって、全国の都市計画道路は、大幅に減少傾向にあり、事業化も難しくなっておりますが、以前の一般質問において、議員からご案内いただいたように、交通量や歩行者数により、必ずしも、十分な状況であるとは言えない箇所もあると考えております。

このような状況を踏まえ、今後も、歩行者の安全を確保するためには、新規の道路整備は重要課題として捉えているところであります。

町内全域の危険度等を考慮しながら計画的に整備してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。（町長降壇）

8番（鹿原章男君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 8番、鹿原章男君。

8番（鹿原章男君） まず、一点目の空地の問題ですけれども、今の答弁では、一応、整備はやってると、そういう指導とか、要請はやってるということで整備されてる、とこういう回答でございます。

しかし、これから高齢化社会が進んでいくと、そうなった場合にですね、高齢者でそれを対処できない部分がこれから多分出てくるだろうとこう思います。

というのは、前の畑中さんが質問した町道わきの危険木の伐採、これについてもですね、高齢化が進んでいくと対応できない状態になるのは、私は見えていると思うんです。

そういうことがありますのでですね、できるだけ、町が代わって代執行して、料金を徴収すると、そういう形をとるべきだと、私は、こう考えております。

それから、二点目のですね、旧役場跡地の利用でございますけれども、今は駐車場とか、そういうふうに使っているということでございますけれども、町の中心でもあり、しかも図書館等がですね、階上には、あることにはなっただけども、実際、充実した図書館がないと、第4次階上町の総合振興計画では、石鉢ふれあい交流館・ハートフルプラザ・道仏公民館の3カ所が、図書館機能を備えて、非常に利便性が向上したと、こう載っておりますけれども、もう一点充実した図書館、そういうものを建てていただきたい、こう思っております。

それから、二つ目のですね、給食センター、これから駐車場に使っていくというだけども、それは、一時的なものだろうと、私は一時とは、そう何回も使うものではないと、そう思います。

民俗資料館の跡と一緒にして、多目的広場を作っていただきたい。

確かに、センターそのものはもう使用しなくなってから大分経っておりますけれども、まだこれが、実際的には、除却されてない、こういう状態でございますので、早く除却して、土地を有効活用していただきたいな、とこう思います。

それから、民俗資料館、これはですね、月2回ですか、開館することにはなっておりますけれども、今行ってみますと、草はぼうぼう生えていると、前にですね、そういう状態で、実際的にこう使っているのか、資料館としての機能があるのかなのか、こういうのも早期に整備して、町民に希望を与えていただきたい、こう思います。

それから、三点目の町道の、一級町道のことでございますけれども、これから計画的に行っていくということでございますので、非常にいい回答をいただいたなとこう思っております。

今、すでにもう住宅が増えている、増えているというか、建っているわけございまして、この時期を除けば、またまた拡張をできない状態になるだろうとこう思います。

そこで早急に着手してやれるところ、先行投資でですね、私が考えるには、農協から茨島下まではですね、そう障害物も多くない、できるんじゃないかと、こういうふうにご考慮いただいておりますので、できるだけ早く計画を立てて、着工していただきたいこう思います。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。

町長（浜谷豊美君） 鹿原議員の再質問にお答えをいたします。

まず、一点目のですね、代執行をぜひ進めてほしいという、ご意見でございますけれども、目的はその土地の管理をしていただけない高齢者の方への対応というふうなことだと思います。

代執行とは、どちらかというと、処分的な意味合いが強いので、やはり、最初は地権者にお話し指導して、そして、その個別の状況に応じた対応はやっております。

そういったことで、条例を制定するというのは、非常に町民全体がどのような条件になるのか、町として全部を把握するのは非常に難しいわけでございますので、今現在のそれぞれの町民から、あるいは行政区から、指摘・要望された箇所については、確認してやって、まず、だいたい対応している、というふうなことでございますので、高齢化対策については、またこれは、それぞれの個別の問題として、高齢化しているから、全員まだやれないというわけでもないと思いますので、その辺については、その、個別の事情によって対応が必要だろうと思います。

それから、旧役場跡地の活用ということで、今現在、活用、使用しているわけですが、これにつきましては、図書館の要望については、議員のご要望ということで承っておきますが、やはり、地域あるいは、町全体のコンセンサスとして、利用方法も含めて検討していく必要があるかと思います。

まだ、まちづくり、あるいは、地域からのそういった要望等で、特にそういう話は出ておりませんので、やはりそういったことも必要であり、またその利活用について、いろんな総合的な考え方をしていく必要があるかと思います。

それから、旧給食センターと民俗資料館、一体的な多目的広場、これにつきましても、今現在利用してる方々との、コンセンサスしながら、将来構想は練っていく必要があるかと思いますので、できれば、地元、町内あるいは学校あげてですね、そういう考え方、計画を示していただければ、また、町としても対応を考えていきたいと思っております。

耳ヶ吠・茨島下線につきましては、特定の箇所についてのお話ございましたので、まず、通学路ということで、安全確保という観点から、まず、必要な、先ほど申し上げましたように、歩道・車道が区別されて、区別といいますか、その安全施設が、防護柵が設置されてない場所等もありますので、その辺を地権者の状況も含

めながら、可能な箇所の改良について検討をしてみたいと思っております。
以上であります。

8 番（鹿原章男君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 8 番、鹿原章男君。

8 番（鹿原章男君） まず、いろいろ質問しましたけども、24 年度の茨島下線のはずね、質問をした時も検討するという回答でした。

今は一歩進んだ回答だなというふうに受け止めております。たいへんありがとうございました。

まず、いずれ危険な箇所でございますので、早期に計画を実行していただきたい。
計画をして実行していただきたい、こう思います。

それから、階上の中央である旧役場の跡地ですね、非常にいい土地でございますので、駐車場とかそういうふうに活用するだけではもったいない、という事でございますので、何とかひとつ図書館、ひとつ建設していただきたい、こう思います。

以上でございます。

回答はいりません。

議長（木村勝彦君） 以上で 8 番、鹿原章男君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は、終了いたしました。

次の会議は 9 月 12 日午前 10 時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（閉会時刻 午前 11 時 11 分）

平成 26 年第 7 回階上町議会定例会

議事日程第 3 号

平成 26 年 9 月 12 日 午前 10 時 00 分開議

- 日程第 1 認定第 1 号 平成 25 年度決算の認定について
- 日程第 2 報告第 1 号 平成 25 年度健全化判断比率の報告について
- 日程第 3 報告第 2 号 平成 25 年度資金不足比率の報告について
- 日程第 4 議案第 1 号 階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 号 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 号 階上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 5 号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例及び階上町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6 号 階上町農村活性化センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 7 号 平成 26 年度階上町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 8 号 平成 26 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 9 号 平成 26 年度階上町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 10 号 平成 26 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 11 号 物品の買入れについて
- 日程第 15 議員派遣の件

日程第 16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

2番	森	榮	吉	君	3番	浜	谷	貴	樹	君		
4番	松	尾	國	治	君	5番	百	目	木	和	俊	君
6番	大	江	和	夫	君	7番	加	藤	祐	君		
8番	鹿	原	章	男	君	9番	石	川	清	人	君	
10番	山	田	恵	治	君	11番	郷	州	公	典	君	
13番	畑	中	弘	實	君	14番	木	村	勝	彦	君	

欠席議員（1名）

12番 松 森 蒿 君

説明のための出席者

町	長	浜	谷	豊	美	君	副	町	長	久	保	和	子	君					
教	育	長	川	浪	孝	雄	君	総	務	課	長	佐	京	孝	信	君			
総合政策課長		木	村	良	三	君		税	務	課	長	長	根		工	君			
町民生活課長		野	沢	雅	浩	君		保	健	福	祉	課	長	引	敷	林	広	貴	君
産業振興課長		沼	沢	範	雄	君		建	設	課	長	地	代	所	康	二	君		
教	育	課	長	桑	原	英	世	君	会	計	管	理	者	南		正	人	君	
農業委員会 事務局 長		濱	浦	幸	夫	君		代	表	監	査	委	員	三	上	孝	八	君	

職務のための出席者

議会事務局長	上野文生君	行政防災 総務GL	佐京実君
総務課主幹	平戸真澄君		

開会の宣告

午前 10 時 00 分

開議の宣告

午前 10 時 00 分

議長（木村勝彦君） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1、認定第 1 号 平成 25 年度決算の認定についての件を議題といたします。

この際、代表監査委員より、ただいま議題となりました件についての監査報告の申し出がありますので、これを許します。

代表監査委員（三上孝八君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 代表監査委員 三上孝八君。

代表監査委員（三上孝八君） ハイ、三上孝八です。（三上代表監査委員登壇）

代表監査委員（三上孝八君） おはようございます。

議長のお許しがありましたので、決算審査の意見を申し述べさせていただきます。

地方自治法の諸規定により、町長から審査に付されました平成 25 年度階上町一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算及び財政健全化法に係る健全化判断比率等の審査を、8 月 19 日と 20 日の 2 日間にわたりまして実施をいたしました。その詳細につきましては、審査意見書として町長に提出いたしておりますので、議員の皆様には、既にご覧いただけたものと思っております。

審査意見書で項目ごとに述べておりますが、それでもなお、意を尽くしきれなか

った点をここで若干補足させていただきます。

まず、審査の方法であります。平成 25 年度各会計の歳入歳出決算書並びに同事項別明細書、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況の調書について、関係諸帳簿並びに証拠書類と照合し、計数の正確性、会計処理の適法性、財産の管理及び運用の効率性などに重点をおき、照会精査し、更に各課長、グループリーダーから出席を頂いて、詳細に説明を受けて審査した結果、各会計及び調書は関係法令に基づき調製され、誤りのないものと認めます。

なお、この審査に係る説明資料の作成には、大変お忙しいところ、多くの職員からご協力頂きました。

お蔭様で、審査事務をスムーズに進めることが出来ましたことに、心から感謝を申し上げます。

さて、平成 25 年度の予算は、国の予算及び地方財政計画の動向、更には現下の厳しい財政状況を踏まえ、財政の健全性確保と行財政改革の推進に配慮するなど、町民生活に必要な施策、並びに、「こころひとつに さらなる復興」を目指した、町防災計画の見直しや庁舎耐震補強改修、ハートフルプラザ・はしかみの太陽光発電システム等設置事業などの復興・防災に対する施策と、協働のまちづくりによる地域力向上のための施策、既存施設の有効活用と維持管理に対する施策、公共下水道事業の期間延長と事業区域の拡大などの環境負荷軽減に対する施策、町ホームページのリニューアルなどの情報発信・収集の強化と行政組織の見直しに対する施策、この、五つの施策に重点を置き、さらに、三陸復興国立公園の指定を機に、町の観光資源を掘り起こした、町のPR関連事業を、最優先に予算編成されたものと思っております。

当町の財政状況を見ますと、歳入の柱である町税収入は、法人町民税以外の税目の調定額、収入額が上がりましたが、長引く景気低迷のほか、給与所得の伸び悩み等が続くことで、財政に及ぼす影響は非常に大きいことから、自主財源の確保に努めるとともに、財政調整基金からの繰入額を抑制することとし、一方、歳出面においては、財政改革大綱と改革プランに基づく徹底した行政改革の推進と、防災・復興に対する施策並びに、さらなる町の発展と持続可能な町政をめざした施策等、5つの柱を中心とした重点的かつ、効果的な施策の展開を図り、「豊かなくらしと安心な生活をみんなでつくる」町の将来像の実現に向け、町勢進展上、重要な施策に取り組み、予算の執行に当っては、最少の経費で最大の効果が得られるよう、創意工夫を凝らして、経費全般について節減合理化に努めている内容となっているものと思われま。

町財政の根幹をなす町税については、収納率が 6 年ぶりに上昇に転じ、明る

い兆しが伺えます。

関係職員が、収納率向上に日々努力している姿勢は、審査説明の中で強く感じられたところでもあります。

このような、現下の厳しい経済状況から勘案すると、必ずしもその努力は、容易に実を結ばないものと十分理解出来るところでもあります。

しかしながら、貴重な財源の確保は、町民の暮らしに大きく影響を及ぼすことから、納税者の納税義務と税の公平負担の観点からも、あらゆる方法と知恵を出し合って収納率の向上を図り、一方、不納欠損額の決定には、適法、適正に処理され、更には、収入未済額については、極力その圧縮に一層の努力をお願いするものであります。

次に、財政健全化法に係る健全化判断比率並びに資金不足比率の財政健全化指標については、昨年度と同様に財政の健全化が保たれておりますので、今後もこの状態を維持されることを切望するものであります。

終わりになりますが、今後ますます少子高齢化の進行に伴う社会保障費や扶助費、公共施設の維持管理費等の増加などに加え、「暮らし・人・地域を豊かにする」、協働のまちづくりや防災体制の整備、三陸復興国立公園の指定を生かした事業、健康づくり等、多くの課題が山積していることから、財政環境は一段と厳しい状況にあると思われます。

これらの課題に的確に対応し、活力ある階上町と「ゆめ みらい 心ときめく ふるさとづくり」を実現するためにも、引き続き計画的、かつ効率的な行財政運営に努めていただくとともに、町民・議会・行政が一体となり、これまで培った協働のまちづくりの精神を十分に発揮しながら、諸施策を展開していただきますよう望むものであります。

以上、申し上げます、決算審査の意見とさせていただきます。

平成 26 年 9 月 12 日、代表監査委員 三上孝八、監査委員 鹿原章男。

以上であります。（三上代表監査降壇）

議長（木村勝彦君） 以上で監査報告を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10 番（山田恵治君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 10 番 山田恵治君。

10 番（山田恵治君） 10 番 山田 恵治です。

10 番（山田恵治君） 昨年、ハートフルプラザに設置されました太陽光発電システムの設置のことで質問させていただきます。

この太陽光発電は、20 キロワットという電力ということで設置をされましたが、この電気料金、今まで 24 年度、25 年度の電気料金に比べ、この太陽光発電を設置することによって、毎月でもいいですが、年間でもいいですが、どれだけの電気をハートフルプラザの電気料金をカバーすることになったのでしょうか。

その電気料金の、太陽光発電での発電の量、発電の料金、そして、そのカバー率、ですか、30%なり、40%なりというカバー率を、お知らせ願いたいと思います。

まず、ひとつ、そのことをお願いいたします。

保健福祉課長（引敷林広貴君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 保健福祉課長 引敷林広貴君。

保健福祉課長（引敷林広貴君） それでは山田議員のご質問にお答えいたします。

まずその料金のカバー率ということで、効果ということになりますけれども、電気料金の単価と消費税のアップ、それから、ハートフルプラザの利用状況でですね、単純に昨年の電気料との比較はできませんけれども、昨年の電気使用量を、今年の単価に置き換えて、試算いたしますと、4 月から 8 月までのうちですね、発電と電気使用状況を見るために、試験的に冷房を頻繁に使用した 7 月分を除いた 4 か月間で、約、金額にして 12 万円の削減ということになります。

それと、発電量ということでございましたが、4 月から 8 月までで 8,196 キロワットアワーになっております。

それで、今後なんです、発電とか、蓄電状況をですね、より精査しまして、より効率のいい運用を考えていきたいというように考えてございます。

以上でございます。

10 番（山田恵治君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 10 番 山田恵治君。

10 番（山田恵治君） 10 番 山田 恵治です。

10 番（山田恵治君） 値上がり分とか、使用料それから、そういったものを加味して、今年の部分で、カバーしたということで、これ、4 月から 8 月までの、5 か月分と考えていいのでしょうか。

5 か月間で 12 万円の減ということであれば、年間で言えば、60 万くらいの減になったということでしょうか。

4 か月分、4 か月分ということは、（48 万円と考えてよいのでしょうか、年間で、すみません間違えました。） 年間で 36 万円の減と、試験的にやってそうだったと。試験的にやっている部分は、今現在のといいますか、今年度に入ってから電気料金を削減しているのでしょうか。

要するに、設置されたパネルが、試験的にということで、それも稼働して試験的にそれだけ減ったものが、電気料金に今現在、反映をされているのでしょうか。

それから、発電して、その発電したやつの余剰の部分があって、その余剰の部分は、東北電力などに買い取りをいただいているのでしょうか。

その、試験的にやって、減額なった部分が、電気料金に現在、反映されたかどうか、と先の部分で買い取りの部分を、説明してください。

保健福祉課長（引敷林広貴君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 保健福祉課長 引敷林広貴君。

保健福祉課長（引敷林広貴君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

今年の電気料金に反映されているかということですが、先ほど言いました 7 月はですね、試験的に冷房をほぼ毎日入れてみて、それでどれくらいの電気料金になるかと試験をやったために、7 月分については、だいぶ金額がかさみましたけれども、それを除きますと、単純に料金を、8 月分までの料金を比較した場合、昨年よりは、減額になってございます。

その分ですから、発電した分については効果があるものと考えてございます。

今年は、結局、電気料の単価も上がっておりますし、消費税も上がっておりますので、その 7 月分を除きますと、少額ですが 1 万 5 千円の減と同時期、8 月末までですね、なります。

あと、それからですね、余剰電力の件でございますけれども、冷暖房使用時は、かなりの電力を使いますので、当然間に合っておりませんけれども、通常のハートフ

ルの利用状況を見ますと、8 キロから 10 キロということで、フル発電した際は、余剰が出てくることになります。

それで、東北電力の方に、2、3 度その点、確認をいたしましたけれども、まず、ハートフルの契約が、高圧電力の契約ということで、今現在の状況を見ると、階上町は太陽光発電に適しているということで、メガソーラー等がだいぶ増えてきて、東北電力側の送電網等の設備の容量がいっぱいだということを言われております。

最終的には、その接続の検討を申込みいただいて、実際に電力側でその検討を試みなければ、はっきりとしたことは言えないという回答をいただいております。

以上でございます。

10 番（山田恵治君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 10 番 山田恵治君。

10 番（山田恵治君） 10 番 山田 恵治です。

10 番（山田恵治君） ここに、太陽光発電の今年の発電量があります。

4 月、5 月、6 月、7 月までの発電量は、太陽光の発電量は、7,258 キロワット、4 か月間でですね。

それで今値上げをしたという部分を言ってましたが、25 年度の平均の料金が 1 キロあたり 34.9 円で、今年に入ってから、この頂いた資料から電気料金一覧表から、今年は、39.51 円、ですから、その上がった分が発電をしている電気料金にかけますと、この 4 か月間で発電量を金額に計算しますと 286,736 円の発電になっている。

その分を、たとえば、試験的にまだ 4 か月ですが、12 万円しか減ってないということは、この残った発電量を、全部発電したやつを使っていない、ということで理解してよいのでしょうか。

それと、今発電したやつを、東北電力に買ってもらえないということなんですが、国ではそういう発電の、そういう公共施設に太陽光発電、自然エネルギーを設置してくださいよと、みんなのところに全国に P R して、手を挙げてそれを設置する、その設置したお金は、国の補助金があったりしても、5,900 万円、設置料がかかっているんですね。

その分で、たとえば、10 万円、月に 10 万円、年間で 120 万円、太陽光発電化した部分を電気料金がカバーしていたとして、その費用対効果から見れば、一概

に、企業ではないのでそうは見られないかも知れませんが、その 5,900 万円の工事費全体を償却するには 49 年もかかってしまう。

例えば、その、この分の電気料金が減額しているんだということで、たとえば、今年度の最初の予算でもって、指定管理者になってますから、指定管理料で、10 万円電気代、設定したあれで、10 万円減らしますよということになると、電気代が減ったのと管理料が減ったのと、年間で 24 万減ると費用対効果で 5,900 万かけて設置したものが、49 年の半分、25 年で償却をしてしまう、ということになると思うんですね。

その指定管理料も、税金から、町民税からお支払いをしてるわけですから、そういった施設を設置した時に、それに合わせて、指定管理料を減らして、いくらかでも、町の財政に負担をかけないように、減らしていくという考え方をすべきではないのかなと思います。

去年の指定管理料は 1,616 万 5 千円ですね。

今年の指定管理料が増えていました。16,69 万円と増えているんですね。

ですから、これだけの設置施設をしたならば、指定管理料も月 10 万円減らしますよというのであれば理解をするのですが、そうじゃなくて、これも同じであれも同じで、電気料金は計算された金額の電気料金を発電をしているのに、金額分の減額になっていない。

それでもって、発電した電力量がオーバーした部分を東北電力に買ってもらえないで捨てている。

そのオーバーしたことによって、太陽光パネルの発電が止まってしまう、という事態が起こっている。

これはちょっと、理解できないところがあるのですが、その、国の方針でそういうふうになってきたものを、ここでどうのということで答えられない部分もあると思うのですが、やはり、自然エネルギーというものを要するに、今、対策として、これから、道仏公民館にも設置を予定しているのであれば、そういったことを、費用対効果を計算して考えていただいて、設置を進めていただきたいなと思っておりました。

その件について、答弁をお願いいたします。

保健福祉課長（引敷林広貴君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 保健福祉課長 引敷林広貴君。

保健福祉課長（引敷林広貴君） それでは、お答えをいたします。

まず始めに、発電した電気、全部、使っているのかということでしたけれども、蓄電池も設置してございまして、容量は 30 キロワットの蓄電池でございしますが、日中ですね、その蓄電池に充電をして、夜、6 時、夕方 6 時から 10 時までその充電した電気を使い切って、10 キロは残る設定でございしますが、30 キロのうち 20 キロを、毎日、夜使い切って、次の日発電したもので、充電をして、ということでそれを繰り返しております。

それから、費用対効果というところで。

社協への指定管理料ですけれども、その管理料の中の電気料につきましては、今年の実績を見て、当然、来年度は、発電して、削減した分は減額をしてということで、やる予定でございします。

費用対効果というところでございしますが、6 月の議会でも答えをしてございしますが、まず、第一に設置の目的というところ、議員もご承知のことと思ひますけれども、災害時に備えての設備ということでございします。

それで、3 日間、初期対応と考えまして、3 日間は蓄電池で対応できるような規模ということで設置したものでございします。

当然、それだけでは済まないと思ひますので、今後は、発電、蓄電、その状況を見ながら、より効率のいい運用ということで考えていきたいと思ひます。

以上でございします。

議長（木村勝彦君） 以上で、山田恵治君の質疑を終わります。

他に質疑はありませんか

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本決算は、認定することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、平成 25 年度決算は、これを認定することに決定いたしました。

この際、日程第 2、報告第 1 号 平成 25 年度健全化判断比率の報告についての件及び日程第 3、報告第 2 号 平成 25 年度資金不足比率の報告についての件、2 件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑ないようですので、これにて報告の件を終了いたします。

日程第 4、議案第 1 号 階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 1 号 階上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 2 号 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 2 号 階上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 3 号 階上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 3 号 階上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 4 号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 4 号 階上町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 5 号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例及び階上町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 5 号 階上町ひとり親家庭等医療費給付条例及び階上町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 6 号 階上町農村活性化センター条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 6 号 階上町農村活性化センター条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 7 号 平成 26 年度階上町一般会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 7 号 平成 26 年度階上町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、日程第 11、議案第 8 号 平成 26 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算の件から、日程第 13、議案第 10 号 平成 26 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算の件まで、3 件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、日程第 11、議案第 8 号 平成 26 年度階上町国民健康保険特別会計補正予算の件から、日程第 13、議案第 10 号 平成 26 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算の件まで、3 件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 11 号 物品の買入れについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第 11 号 物品の買入れについての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 15、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元の配付資料のとおりといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元の配付資料のとおり決定いたしました。

日程第 16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

この際、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（木村勝彦君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） それでは閉会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。去る 9 月 9 日開会の本定例会も本日をもって閉会となりますが、議員各位には、ご提案申し上げました議案につきまして、慎重にご審議を尽くされ、原案のとおり議決を賜り厚くお礼申し上げます。

議決いただきました、各議案の執行にあたっては、審議の過程でいただきました議員各位の貴重なご意見をもとに、万全を期して参りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げ、閉会にあたってのご挨拶といたします。

ありがとうございました。（町長降壇）

議長（木村勝彦君） これにて平成 26 年第 7 回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻 午前 10 時 39 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

